令和２年度（2020 年度）
地　域　に　お　け　る
防 犯 活 動 の 支 援 概 要

あなたのみちを、
あるけるまち。
八王子

～八王子市生活安全部防犯課～

目次

１　パトロール用品の貸し出し・・・・・・・・・・・・・・・・・　１頁
２　防犯ボランティア保険への加入・・・・・・・・・・・・・・・　４頁
３　地域防犯リーダー養成講習会及び地域防犯リーダーフォロー講習会・　７頁
４　防犯カメラの設置補助等・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７頁
５　八王子市防犯指導員の訪問活動・・・・・・・・・・・・・・・　８頁
６　出前講座≪『防犯』をはじめよう≫・・・・・・・・・・・・・　９頁
７　自主防犯パトロール活動推進写真展の開催・・・・・・・・・　１０頁
８　自主防犯活動優良団体の認定・・・・・・・・・・・・・・・・　１１頁
９　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２頁

町会・自治会・管理組合等の皆様には、日ごろから、本市の行政全般にわたり、ご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

市では、皆様の自主的な防犯活動への支援を行っています。この支援概要は、そうした支援内容をまとめたものです。
皆様が、安全かつ効果的な自主防犯活動を実施していただくうえで、ぜひご活用いただければ幸いです。

１　パトロール用品の貸し出し

パトロール用品を無償で貸し出しています（2、３頁参照）。
料金はかかりません。みなさまに大事に使っていただきたいとの思いから、市が購入した際の金額を掲載させていただきました。

・数に限りがありますので、現在の貸し出し数の在庫確認を行ったうえで、必要数を検討し、ご申請ください。

・貸し出し物品の管理は、各町会・自治会長の責任において、行っていただきます。古くなった、破損した、使わなくなった等の物品は、ご返却ください。なお、交換も可能です。

（１）申請の方法

希望団体は、別紙１『防犯活動支援物品貸出申請書』に希望数量を記入し、市役所１階　防犯課窓口まで持参ください。その場でお渡しします。
また、昨今の新型コロナウイルスの影響を鑑みて、お急ぎでない場合は時期をずらしての申請にご協力ください。また、郵送での物品の貸与を希望する場合は、その旨を記載して郵送またはＦＡＸで申請書をお送りいただければ、宅配便等の着払いにて送付いたします。

※在庫が少ない一部の物品について、お待ちいただく場合があります。
※貸与物品の受領時は、物品を入れる大きめの袋をご持参ください。

（２）町会・自治会以外の団体について

町会が取りまとめ役となり、地元の老人会や青少年地区対策委員会、ＰＴＡなどの団体がパトロール用品を活用していただくこともできます。

【パトロール用品一覧】

物品	反射帯ベスト （約 1,500 円）	腕章（緑色） （約５００円）
貸与目安	活動者数に応じて	活動者数に応じて
概要	緑ナイロンメッシュ生地に「防犯パトロール」の文字入り反射帯がついたベスト	反射緑色生地に「防犯パトロール」の文字が入った腕章
物品	帽子 （約５００円）	青色合図灯 （約 1,400 円）
貸与目安	活動者数に応じて	同時にパトロールを行う班数×２
概要	蛍光黄緑色のメッシュ生地に「防犯」の文字が入った帽子	青色のＬＥＤが発光する合図灯 電池は各団体でご用意ください

物品	マグネットパネル （約 1,200 円）	青色回転灯 （約 8,000 円）
貸与目安	カーパトロールを行う台数×２	青パト活動が可能な車両の台数
概要	蛍光黄色のマグネット状のステッカー(車両貼付用) 大きさ 50×17cm ※貼付けたまま放置すると車体の色褪せを生じる可能性がありますので、ご注意ください	車両に取付ける回転灯 使用にあたっては、必要な手続があります（１２頁参照）
物品	拍子木 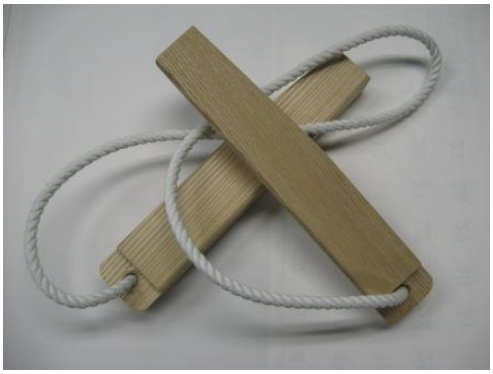 （約 1,900 円）	自転車プレート （約３００円）
貸与目安	同時にパトロールを行う班数程度	活動している自転車の台数
概要	「火の用心」のイメージがありますが、音による防犯効果も期待できます	自転車の前かご部に取り付ける「防犯パトロール」の文字が入った緑色反射生地のプレート

～腕章（子供見守り）の配布について～

東京都（青少年・都安対策本部）が、通学路等における子供の安全確保を目的として作成しました。

〇貸し出しではなく差し上げます。

〇数に限りがありますので、なくなり次第終了となります。

〈見本〉

申し込みは必要ありません。希望する団体は、市役所１階　防犯課窓口までお越しください。その場でお渡しします。また、郵送での受け取りを希望する場合は、防犯課へ電話でご連絡いただくか、団体名、代表者名、連絡先、送付先住所、希望数量を書いて郵送または FAX でお申込みいただければ、着払いにて送付いたします。ご了承ください。

２　防犯ボランティア保険への加入

この保険は、地域の皆さんが安心して防犯活動に参加していただけるよう、その活動中の不慮の事故に備えた保険です。保険料は市が負担します。

（1）加入手続きについて

次の書類に記入のうえ、下記の期日までに窓口、郵送、Ｅメールでご提出ください。

※多数の皆様の個人情報が記載されているため、誤送信の恐れがあるFAXでの提出の際はご注意ください。

① 別紙２「令和２年度（2020年度）防犯ボランティア保険加入申込書」

② 別紙３「令和２年度（2020年度）防犯ボランティア保険加入申込書」（つづき）
（申込書に登録者を書ききれない場合のみ必要）

※市ホームページにおいて様式のダウンロードが可能です。
八王子市トップページ → もしもの時のために「防災・防犯情報」→ 防犯情報「 自分たちのまちは自分で守る 」→「地域における防犯活動の支援概要」

また、新型コロナウイルスの影響を鑑みて、なるべく郵送やメール等での提出にご協力ください。

提出期限：令和２年（2020年）７月31日（金）

◆申し込みについては、この様式によらなくても結構ですが、必ず全員の「氏名」「住所」を記入し、学校安全ボランティアに登録されている方は記載しないようお願いします。（記載されている場合は、二重線で削除）

◆年度ごとの加入ですので、昨年度の登録者と変更がない場合でも提出してください。

◆随時、追加加入が可能です。申込書の名簿を訂正し、変更後の名簿を市へ提出してください。

◆名簿に記載されていない方が、防犯活動中にケガ等をされた場合はご相談ください。

（２）請求手続きについて

防犯ボランティア保険の請求をされる場合は、ケガや損害の発生後、速やかに防犯課へ事故の状況について、ご連絡ください。市から保険会社へ連絡した後、当事者と保険会社の間で手続きを進めていただきます。

（３）個人情報の利用について

市や保険会社は、保険の手続等に伴い、各団体の登録者名簿を利用しますが、目的外の利用はしません。また、登録者に対しては、個人情報を名簿にし、市や保険会社に提出することに同意を得てください。市では、各団体から名簿が提出された段階で、登載されている各登録者の個人情報利用の同意を得ているものとみなします。

（４）補償内容などについて

①保険概要

市または、町会・自治会、商店会等の団体が実施する防犯活動中に、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償する「賠償責任保険」と、活動を行っている自身が、その活動中に偶発的な外来(※)事故によってケガなどをした場合に保証する「傷害保険」があります。

※外来：原因の発生が被保険者の身体に内在するものではなく外部にあることを言う。例えば、活動中に脳梗塞で倒れたときは、この保険に該当しません。

②対象者

市または、町会・自治会、商店会等の団体が実施する防犯活動の参加者（在住・在勤・在学）

③補償範囲と補償額

●賠償責任保険（一事故につき）　３，０００万円
（免責なし、対人・対物共通）

●傷害保険（一名につき）　死亡、後遺障害１，０００万円
（入院や通院も補償あり）
入院日額　6,０００円（１８０日まで）
通院日額　4,０００円（９０日まで）

④ 保険期間

令和２年（2020 年）４月１日から令和３年（2021 年）３月３１日まで

（名簿に記載された登録者全員が、上記期間の対象となります。また、保険の対象となる傷害や賠償責任が加入の前に生じても、加入すれば４月１日まで遡及して適用されます。）

⑤保険金が支払われないケースについて

防犯活動と無関係の交通事故や、防犯活動中の持病などの疾病を原因とした傷害は保険の対象となりません。

その他にも多様なケースが想定されますが、引き受け保険会社の普通傷害保険約款及び賠償責任保険普通保険約款に基づきます。

～学校安全ボランティアの方へ～

① 学校安全ボランティアとして各学校に登録されている方は、町会・自治会等としての防犯活動中に事故に遭われた際でも、学校安全ボランティアの保険から補償されますので、本保険への加入は不要です。

② 学校安全ボランティアの保険と重複して登録していても、倍額の補償が支払われることはありません。

③ 学校安全ボランティアの登録者名簿は、各学校が管理する個人情報であるため、防犯課では把握できません。

３　地域防犯リーダー養成講習会及び地域防犯リーダーフォロー講習会

町会・自治会等の防犯パトロールを、より活発で効果的に活動できるように、毎年地域防犯リーダー養成講習会（防犯リーダーとは、防犯に関する基礎的知識を学び、防犯活動を広めるためのノウハウを習得する地域の防犯活動のリーダーのことです。）及び地域防犯リーダーフォロー講習会を開催しています。

しかし、昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年の地域防犯リーダー養成講習会及びリーダーフォロー講習会は中止となりました。ご理解の程よろしくお願いいたします。

４　防犯カメラの設置補助等

安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、町会・自治会・管理組合による地域見守り活動のための防犯カメラ設置などに対する費用を補助しています。

今年度から防犯カメラ補助関連の取り扱い部署が防犯課から協働推進課に移りました。詳しい内容は別紙４をご覧ください。

５　八王子市防犯指導員の訪問活動

地域の防犯力を高めるとともに、市民の防犯意識の向上を図るため、８名の元警察官を八王子市防犯指導員（愛称：セーフティーサポーター）として依頼し、防犯指導活動を行っています。

（１）活動内容

①事前に町会・自治会長へ連絡のうえ、チラシの配布や各家庭を戸別訪問し、防犯指導や住宅の防犯対策などの相談をお受けします。

②町会・自治会等で行っている防犯パトロール活動に対するアドバイスを防犯担当者へ行なうなどのほか、町会・自治会等で実施する防犯講習会などへ講師として伺い、地域で取り組める防犯のノウハウをお伝えします。

③子どもたちの下校時にあわせ、学校周辺の見回りや、学校安全ボランティアと連携して不審者に対する警戒を呼びかけます。

（2）連絡先

防犯指導などを希望する場合は、防犯課へご連絡ください。

６　出前講座≪『防犯』をはじめよう≫

町会・自治会等で実施する防犯講習会などへ、八王子市防犯指導員や市職員を講師として派遣し、防犯パトロール活動を行う際のポイントや振り込め詐欺対策などをお話しします。

内容についてのご相談や出前講座を希望する場合は、防犯課へご連絡ください。

※八王子・高尾・南大沢の各警察署でも、講習会を実施しています。
お問い合わせは、各警察署へ。

※市役所１階防犯課の窓口で、**振り込め詐欺等の防止啓発ＤＶＤを貸し出しています**ので、お気軽にお問い合わせください。

７　自主防犯パトロール活動推進写真展の開催

町会・自治会等の皆様が、地域のために奮闘されている姿を広く市民の方々に知っていただくことにより、参加者のすそ野を広げ、各団体の活性化を図り、本市全体の地域力、防犯力を高めることを目的として、自主防犯パトロール活動推進写真展の開催を予定しています。しかし、昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止になる可能性がありますので、方針が決まり次第別途お知らせいたします。

（１）会場及び日程（予定）

●市役所本庁舎１階市民ロビー
令和２年（2020 年）11 月 11 日（水）から 11 月 24 日（火）まで

●八王子駅南口総合事務所
令和２年（2020 年）12 月１日（火）から 12 月 14 日（月）まで

（２）題　　材
町会・自治会等による自主防犯パトロール活動

（３）募集期間等
募集期間や応募方法などについては後日改めて通知します。

皆様の活動を市民の皆様に知っていただく絶好のチャンスです。
ぜひ、ご出展ください！
今から活動時に写真を撮って、準備をお願いいたします。

※なお、提出いただいた写真の中から一枚を選出し、代表として写真展開催中の案内ポスターに使用させていただきます。また、来年度の支援概要（本書）に使用させていただく場合があります。

（出展作品例）

（写真展の様子）

８　自主防犯活動優良団体の認定

町会・自治会等が日々行っている自主防犯パトロール活動。その中でも活動状況が特に優れている団体を、防犯協会からの推薦に基づき、審査のうえ優良団体として認定し、認定書の贈呈などを行います。

また、認定済の団体も含め、防犯活動への取り組みが優れている団体に対して、防犯協会からの推薦に基づき、感謝状の贈呈を行っています。

前年（令和元年（2019 年）１月～１２月）の活動実績が、主な評価の対象となりますので、管轄の防犯協会へ活動報告書を提出してください。また、報告書の記載事項や提出方法などに関するお問い合わせは各防犯協会へ。

認定団体

平成 19 年度 （2007 年度）	北野台自治会、小比企町一丁目町会、 左入町会、散田東町町会、台町三丁目町会
平成 20 年度 （2008 年度）	東町町会、片倉台自治会、 片倉町一丁目町会、絹ヶ丘町会、廿里町会
平成 21 年度 （2009 年度）	石川町会、打越町会、小比企町二丁目町会、 八王子サンランド自治会、明神町一丁目町会
平成 22 年度 （2010 年度）	上柚木第２団地自治会、松子舞自治会、 明神町二丁目町会、明神町四丁目町会、 鑓水町会
平成 23 年度 （2011 年度）	上壱分方町神戸町会、絹ヶ丘一丁目自治会、 子安町三丁目町会、滝町会、館町町会
平成 24 年度 （2012 年度）	北野町町会、高尾町五丁目町会、長沼町東町会、 みつい台自治会、横川町住宅自治会
平成 25 年度 （2013 年度）	宇津木町町会、NEC 平山団地自治会、 中野団地自治会、七国一・二丁目町会、 明神町三丁目町会
平成 26 年度 （2014 年度）	宇津木台東自治会、清川町自治会、 南大沢町会、みなみ野三丁目町会
平成 27 年度 （2015 年度）	長房町会、七国六丁目町会
平成 28 年度 （2016 年度）	該当団体なし
平成 29 年度 （2017 年度）	大塚日影自治会、上川町中部町会
平成 30 年度 （2018 年度）	中野町甲和会
令和元年度 （2019 年度）	叶谷町会

（敬称略、各年度 50 音順）

９　その他

☆青色回転灯を装着しての防犯パトロール実施手続の流れ

① 警察署へ申請書の提出

提出する書類（管轄の警察署の生活安全課へ）
- 証明申請書（１号様式）
- 団体の概要（２号様式）
- 自動車によるパトロールの概要（３号様式）
- 誓約書（４号様式）
- パトロール地域を示す地図
- 自動車検査証の写し
- 青色回転灯の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真
- 取り付ける青色回転灯の光度等が分かる資料等

※ この他にも必要な書類がありますので、詳細は警察署の担当者にお問い合わせください。

（警察署から）
②証明書・標章・パトロール実施者証を受領

③証明書の交付から 15 日以内に運輸支局等へ申請
車検証に「自主防犯活動用自動車」と記載

※八王子ナンバーの場合

普 通 車：八王子自動車検査登録事務所
八王子市滝山町 1-270-2
TEL：050-5540-2034

軽自動車：軽自動車検査協会東京所管事務所八王子支所
青梅市新町 6-18-2
TEL：050-3816-3103

④青色回転灯を取り付けて、青色防犯パトロールの開始

～八王子市メール配信サービスは３種類！～

〈犯罪・不審者情報〉

不審者情報

◆〇日(〇)17:50頃、〇町の路上において、登校中の女子小学生に対し、男が下半身を露出する事案が発生しました

◇不審者の出没や振り込め詐欺等のタイムリーな情報
◇犯罪被害発生状況
◇犯罪による被害を防ぐために必要な防犯情報

〈防災情報〉

「地震情報」
午後〇時〇分頃、〇〇地方を中心に強い地震が発生しました。気象庁が八王子市大横町に設置している震度計は、震度〇を記録しました

◇地震・気象情報、注意喚起、避難誘導、応急活動の実施状況などの災害情報
◇防災に関する情報や防災イベントのお知らせ

〈【週刊】犯罪被害発生状況〉

◇パソコン向けホームページに掲載したPDF形式のファイルへのリンクをご案内（印刷しやすい形式（PDF形式））
◇原則毎週水曜日
◇印刷をして町会の掲示板への掲示や、回覧などにご活用ください

登録方法

① 登録用アドレス　icho@sg-m.jp　又は「ＱＲコード」から空メールを送ってください

ＱＲコード

②本登録用メールが返信されてきますので、メールに記載されているリンク先に接続し、必要事項を入力してください　➡ 登録完了

Twitter・Facebookでも情報発信中！

八王子市の防災・防犯情報（Twitter）

八王子市の防災・防犯情報（Facebook）

●八王子市のホームページトップ画面からも見られます。
八王子市 ソーシャルメディア へアクセス。

〈携帯電話用〉
八王子市の防災・防犯情報
Twitter・Facebookへ
アクセスするための
ＱＲコード

（Twitter）　（Facebook）

発行：令和２年（2020 年）６月

〒192-8501
八王子市元本郷町三丁目 24 番１号
八王子市生活安全部防犯課
電　話 620-7395　　ＦＡＸ 620-7322
E-mail　：　b219200@city.hachioji.tokyo.jp

※本冊子は、市のホームページでもご覧いただけます。
●八王子市トップページ → もしもの時のために「防災・防犯情報」→ 防犯情報「 自分たちのまちは自分で守る 」→「地域における防犯活動の支援概要」

あなたのみちを、あるけるまち。
八王子